

指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業運営規程

（主旨）

第1条 医療法人碧会が開設する老人保健施設こもれびの里・高浜（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

（事業の目的）

第2条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（指定介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

（運営方針）

第3条 当事業所では、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

（施設の名称等）

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 老人保健施設こもれびの里・高浜
- (2) 開設年月日 平成10年4月24日
- (3) 所在地 高浜市論地町三丁目6番地16
- (4) 電話番号 0566-53-7777 FAX番号0566-53-7776
- (5) 管理者名 成田 洋
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2354680007号)

（職員の職種、員数）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名
- (3) 看護師 2名以上（常勤換算）
- (4) 介護職員 7名以上（常勤換算）
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3名以上（常勤換算）
- (6) 管理栄養士 1名

(7) その他 異常名
 (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行います。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (3) 看護師は、利用者の看護及び健康管理を行います
- (4) 介護職員は、利用者の指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行います。
- (5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア、マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

(営業日及びサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及びサービス提供時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12/31～1/3）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) サービス提供時間 午前10時15分から午後3時まで

(利用定員)

第8条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は、次のとおりです。

定員 120人

(内容及び利用料等の額)

第9条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて行います。

- (1) 健康チェック（介護給付、介護予防給付）
- (2) 機能訓練（介護給付、介護予防給付）
- (3) 入浴（介護給付、介護予防給付）
- (4) リハビリテーションマネジメント（介護給付）
- (5) 短期集中リハビリテーション、個別リハビリテーション（介護給付）
- (6) 栄養改善（介護給付、介護予防給付）
- (7) 運動器向上（介護予防給付）

2 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の利用料の額は、厚生労働省の告示上の額とし、その指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた1割から3割の額とします。

3 食費 昼食600円（1日当たり）

4 前各項の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意するむねの文書に署名（記名押印）をいただきます。

(通常の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高浜市全区域、刈谷市小垣江、安城市高棚町（芦池・茨池・井池）、碧南市東山町までの区域です。

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。ただし、当該入

所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむ得なかった理由を診療録に記載します。

(褥瘡対策等)

第12条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を設備します。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行います。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

(1) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理、決定できる権限を委任いただきます。

(2) 別に定める事業所の注意事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(4) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1) 防火管理者には、防火管理の研修を受けた者を充てます。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）………年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行います。）

② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護、医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護、医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。

(1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わぬようにします。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(職員の質の確保)

第18条 職員は、施設職員の資質向上のために、職員研修の機会を確保します。

(1) 採用時研修 原則採用後1か月以内

(2) 継続研修 毎月1回、内外講師による研修（学習会）

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人碧会の就業規則によります。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診します。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診します。

(衛生管理)

第21条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 事業所職員に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に順守するよう徹底します。

(その他運営についての留意事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用しません。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示します。

3 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人碧会の理事会において定めるものとします。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 2月 17日から実施する。

附 則

この規程は、平成15年 9月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成15年10月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成16年11月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成17年 8月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成18年 6月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成18年11月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成21年 8月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成25年 2月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成25年 7月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成26年 9月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成28年 6月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成29年 2月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から実施します。

附 則

この規程は、平成31年 3月 1日から実施します。

附 則

この規程は、令和 元年 7月 1日から実施します。

附 則

この規程は、令和 元年10月 1日から実施します。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から実施します。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。